

平成 28 年（行ウ）第 229 号  
 怠る事実の違法確認等請求事件（住民訴訟）  
 原告 光 城 敏 雄 外 4 名  
 被告 大 東 市 長

平成 29 年 7 月 24 日

### 準備書面（3）

大阪地方裁判所 第 2 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺 内 則 雄

頭書事件について、被告は、原告準備書面（2）の本件入札が談合に基づくものであるとの主張に対する反論について、以下のとおり弁論を準備する。

#### 記

- 1 原告は、本件入札が談合に基づくものである根拠として、①東坂市長就任（平成 24 年 5 月 5 日）後落札率が 60% から 90% 台に上昇したこと ②本件入札は競争制限された契約方法のもと繰り返し行われてきた談合の一環であること、を主張する。
- 2 しかし、①の点については、既述のように平成 25 年頃を境に高止まり傾向にあるものの、これは東日本大震災の復旧復興事業等による影響で人件費や資材価格の急騰により予定価格が上昇し（乙 1～3、乙 4 の 1～4、乙 9）、平成 24 年頃から入札が不調・不落になる割合が増大し、平成 25 年 12 月の閣議決定において、建設産業

の現場の人手不足感の高まりが指摘されているのであるから（乙10）、平成24年以降の落札率の高止まりをもって恒常的な談合の存在を推認することはできない（乙21～22）。

- 3 また②の点も、原告は、入札参加資格として考慮される総合評定値について、本件入札の場合、市内業者が700点以上（最上位等級）で同点数を満たす業者は6社しかなく、「事後審査型制限一般競争入札」の契約方法は実質的に市内業者の中でもわずかに6社しか入札に参加できないようにしている旨主張する。
- 4 しかし、入札に参加するか否かは業者の企業規模、入札対象工事の難易度、工事遂行能力等々によって決定されるので、入札に関し公平性を担保するため総合評定値を採用しているのは全国の自治体では一般的であり合理的な制度である。

したがって、参加資格のある市内に支店または営業所を有する準市内業者の多寡や市外業者がほとんど入札に参加していないことをもって、市内業者の総合評定値の設定が談合を容易にさせるものであるとして、本件入札も一連の入札談合の一環であると断定するのは失当である。

- 5 本件入札に適用される「大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱」は、平成24年7月24日から施行されている乙23であり、甲4は平成28年1月1日から施行されているものである。なお、改正点は平成24年施行分（乙23）は第2条(1)号の予定価格が「1億円以上」、第8条の入札執行の中止が入札者の数が「3者に満たない場合」であるところ、平成28年施行令(甲4)では前者は「130万円を超える」、後者は「2者に満たない場合」になっている。

以上